

ヨーロッパの境界としての地中海における移民政策
-イタリア・ランペドゥーザ島の移民収容所の役割-
Immigration Policy at Europe's Southern Border:
The Function of the Temporary Stay and Assistance Center in Lampedusa, Italy

北川 眞也 (大阪市立大学)
Shinya KITAGAWA (Osaka City University)

キーワード：ランペドゥーザ、イタリア、ヨーロッパ、移民収容所、境界、人権

1 はじめに

21世紀の地中海は、ヨーロッパの新たな境界としての役割を担うようになっている。なぜなら、ヨーロッパは、数多の移民たちによる地中海の縦断という試みへの応答を迫られてきたからである。この状況に直面して、スペイン、イタリア、マルタ、ギリシャなど、地中海の北岸に位置するヨーロッパ諸国は、EU、国際機関、NGOなどと協働しながら様々な応答策を打ち出してきた。このようなナショナル、超ナショナルなレベルの政策の内実は、ヨーロッパの境界に位置するローカルな場所においてこそ具体的に検証される必要があると考える。そこで発表では、地中海の南岸からの移民の到来に応答してきたイタリア・ランペドゥーザ島の受入実践に着目する。

2 ヨーロッパの移民収容所

シェンゲン協定以降、ヨーロッパは独自の移動管理空間を形成するべく、様々な政策を具体化してきた。そのなかでも物議を醸し出してきたのが、いわゆる移民収容所である (Migeuop, 2009)。移民収容所は、様々な形態で存在している。非正規なかたちで到来した移民を一時的に収容する機能を果たすものもあれば、不法滞在する外国人を強制送還のときまで拘留するものもある。さらには庇護申請を行う意志のある人間を一時的に収容するものである。

収容所の是非をめぐるのは、激しい議論が繰り返されてきた。単純化するなら、罪を犯したわけではない人間を閉じ込め続けることの人権上の問題を指摘する立場と、身元のわからない外国人の治安上の脅威を喚起してその必要性を訴える立場とが競合してきたとも言えよう。

3 イタリアの移民収容所

アルバニア危機やコソヴォ危機に直面して、1990年代以降、イタリアは「ボート・ピープル」への対応を迫られてきた。途絶えることなく人々が到来する状況を受けて、イタリアでは、マス・メディアを通して「緊急事態」という雰囲気が醸成されていった (Dal Lago, 1995)。

こうした「緊急事態」へのイタリア政府の応答策が、移民の収容・拘留であったと言えよう。1995年のディーニ令によって、イタリアでは、ファシスト政権以来の行政拘禁が実施された。この法令の内容は緊急事態への対応という意味合いが強いはずであったが、その後1998年には、法として成立することとなった (法律 286/1998、通称トゥルコーナポリターノ法)。それに伴い、正式に移民収容所 *Centro di permanenza temporanea ed assistenza* がイタリアの各地に設けられ、機能するようになったのである (北川、2007)。

この「緊急事態」への対応策が、最も如実に具現化されてきたのが、到来する移民に直に応答してきたランペドゥーザ島であると言えよう。

4 ランペドゥーザ島の移民収容所

アフリカ大陸に程近いイタリア最南端に位置する面積約 20 km²のランペドゥーザ島¹⁴⁾には、2000年前後から大規模なかたちで移民たちが下船しはじめ、それに伴い、この地中海に浮か

ぶ小さな島にも、移民収容所が設置された。

発表では主に、この収容所の機能を2つの時期に分けて考察する。第1段階は、2002年から2005年までの時期である。この時期の収容所は、一部の政治家やメディア、人権団体、欧州議会などからの激しい批判の対象となってきた。収容所のあいまいな位置づけ（48時間以内の収容しか許されない「応急救護センター-Centro di primo soccorso」なのか、最長60日を収容できる「行政拘禁センター-Centro di permanenza temporanea ed assistenza」なのか）に伴う長期収容、また内部の不衛生、過剰収容、さらには不確実な身元確認でのリビアへの強制送還などによって、移民の人権侵害が指摘されてきたのである。

第2段階は、2006年から2008年末または2009年初頭までの時期である。この時期には、第1段階の状況を改善するべく、収容所のあり方に大きな変化が施されてきた。ランペドゥーザの収容所は、移民の行政拘禁ではなく応急救護としてはっきりと規定されたことで、迅速に移民たちをシチリア島などの収容所へと移送する中継地点となった。さらに、イタリア内務省は、「プラエジディウム Praesidium」という政策を実施しはじめた。それは、ランペドゥーザの移民受入の現場において、国際移住機関 IOM、国連難民高等弁務官事務所 UNHCR、イタリア赤十字、さらには2008年5月からはセーブ・ザ・チルドレンと協力関係を築くことで、庇護申請者、未成年、女性、そして「不法移民」などを、素早くかつ正確に同定・分類し、個々の状況に応じた支援策を摸索するものであった。

5 おわりに

第2段階の移民へのガバナンスは一定の成果を上げてきたと言われる。それは「ランペドゥーザ・モデル」と呼ばれ、移民や庇護申請者の人権保護を実現するモデルとして国際的にも称賛されることで、シチリア島での移民政策にも拡大されるようになった。だが、2009年からは、地中海南岸に対するより直接的な政策もあって、島への移民は突如として激減するようになり、移民収容所も閉鎖されたのであった。しばらくこうした傾向が続いていたが、昨今のマグレブ諸国の蜂起に伴って、再びランペドゥーザには移民たちが下船しはじめ、移民収容所もまた動き出している。

しかし、改めて次の事実を指摘しておく必要もあろう。ランペドゥーザの収容所は、イタリアの、ヨーロッパの境界であるということ、そしてそれが境界である限りは、常にそこは選別の場所、選別する（主権）権力が行使される場所であるということである。身元のわからない人間の領土への侵入を引き止める場所、そして留まってよい人間と、そうでない人間への分類がなされる場所である。それゆえに、非正規なかたちで到来する移民たちは、第1段階のような「行政拘禁」にせよ、第2段階のような「応急救護」にせよ、ともかく収容されるのである。

それでも、こうした国家による意思決定過程に対して、様々なレベルで人権団体などが影響力を行使し、それを強化していくことが、「諸境界の民主化」（バリバル、2007）への第一歩であるのかもしれない。

参考文献

- 北川眞也. 2007. 「現代地政学における例外空間としての収容所——イタリアの不法移民収容所へ「歓待」する生権力」, 人文地理, 第59巻2号, 111-129頁.
- バリバル, É. (松葉祥一・亀井大輔訳) 2007. 『ヨーロッパ市民とは誰か——境界・国家・民衆』, 平凡社.
- Dal Lago, A. 2005. *Non-persone: l'esclusione dei migranti in una società globale*. Nuova Edizione. Milano: Feltrinelli.
- Migreurop, 2009. "The encampment" in Europe and around the Mediterranean Sea. http://www.migreurop.org/IMG/pdf/L_Europe_des_camps_2009.pdf (2011年3月13日検索)